

重要事項のご説明

契約概要のご説明（傷害総合保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・契約取扱者または楽天損害保険株式会社（以下「弊社」）までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	－	－
家族型(*1)	○	○	○
夫婦型(*1)	○	○	－

- 保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金が支払われる事故 (○：補償対象　×：補償対象外)	
		右記以外	交通事故
特約セットなし		○	○
特約セット	交通事故傷害危険のみ補償特約	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
個人賠償責任補償特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e) 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(*4)。ただし、本人に関する事故に限ります。 (f) (b)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*5)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救済者費用等補償特約	この特約では、上表の「被保険者の範囲」の方が特約の保険金をお支払いする事由に該当した場合に、費用を負担した以下の方が補償を受けられます。 (a) 保険契約者(申込人) (b) 上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	本人(*2) (注) 下記の特約をセットした場合は、被保険者の範囲が拡大されます。 ・家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(夫婦用)

(*1) 家族型には「家族特約」が、夫婦型には「家族特約(夫婦用)」がセットされます。

(*2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*4) 監督義務者に代わって本人を監督する方は、本人の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(*5) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものを用います。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金のお支払内容」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金のお支払内容」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払う場合」、「保険金の支払額」等の項目に記載されております。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金のお支払内容」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場

合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

商品ご案内ページおよび「保険金のお支払内容」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

補償の開始		申込手続きが完了した日の翌日午後4時
補償の終了	補償の開始日が1～15日	補償開始日の属する月の翌年の契約応当月の1日午後4時
	補償の開始日が16日以降	補償開始日の属する月の翌年の契約応当月の16日午後4時

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込画面（WEB）および加入者証メールの保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」＜ご契約の引受範囲＞＜ご契約の引受範囲外＞をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品ご案内ページの保険金額欄および加入申込画面（WEB）、普通保険約款・特約にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてタイプをお選びください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容（「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしたご契約の場合を除きます。）等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込画面（WEB）の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

商品ご案内ページをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。なお、この保険の保険料払込には楽天ポイントを利用することができます。この場合、楽天グループ株式会社（保険契約者）は1ポイント＝1円として弊社に対し保険料を払い込みます。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保

保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（傷害総合保険）

- ご加入に際して被保険者（補償の対象となる方）にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・契約取扱者または弊社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は楽天グループ株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者には、告知義務があり、代理店・契約取扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、加入申込画面（WEB）の職業・職務および告知事項欄に記載の項目です。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込画面（WEB）の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者（*）の「職業・職務」（「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）
（*）家族型または夫婦型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等（*）に関する情報
（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害総合保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。③において同様とします。）
- ③他の保険契約等における傷害保険金の請求または受領（*）の有無
（*）過去3年以内の、合計5万円以上の保険金の請求または受領をいいます。

（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・契約取扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注

意ください。（「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の〈ご契約の引受範囲外〉に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、弊社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>
農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者（助手を含みます。）、建設作業、木・竹・草・つる製品製造業者、オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・契約取扱者または弊社までご連絡ください。

（3）その他の注意事項

■保険金受取人について

保 險 金 受 取 人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・弊社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となること

について同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が弊社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による弊社への解約請求があった場合には、保険契約者は次の a. または b. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には b. によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b. この保険契約(*)を解約すること。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(傷害総合保険以外の保険契約にセットされた特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	傷害総合保険 個人賠償責任補償特約	自動車保険、火災保険等 個人賠償責任補償特約
②	傷害総合保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
③	傷害総合保険 携行品損害補償特約	家庭用火災保険 携行品特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、商品ご案内ページ記載の方法により払込みください。商品ご案内ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金のお支払内容」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、商品ご案内ページ記載の方法により払込みください。商品ご案内ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

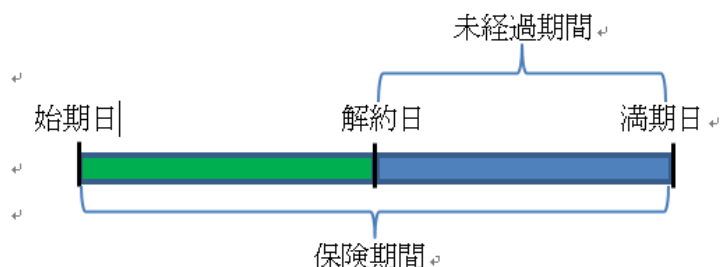
6. 失効について

ご加入後に、被保険者（家族型、夫婦型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・契約取扱者または弊社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・契約取扱者】 楽天インシュアランスプランニング株式会社

TEL 0120-994-294

楽天損害保険へのご相談・苦情・お問い合わせは

「お客様相談センター」 0120-115-603（無料）

電話受付時間：平日 9:00～17:00（年末年始は除きます。）

- ・携帯電話からもご利用いただけます。
- ・一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・契約取扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」

0120-120-555（無料）

指定紛争解決機関

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）] 0570-022808

- ・受付時間[平日 9:15～17:00（土日・祝日および12/30～1/4は除きます）]

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- ・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP 電話からは以下の直通電話へおかけください。

（東京）03-4332-5241 （近畿）06-7634-2321

- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)